第３次五井地区行動計画

～　つなげよう地域の力！育もう福祉の絆　～



2026年度（令和8年度）～2030年度（令和12年度）

五井地区行社会福祉協議会

五井地区行動計画策定委員会

は　じ　め　に

平素より皆さま方におかれましては、五井地区の地域福祉の推進にご尽力をいただき深く感謝申し上げます。

今日の我が国では、少子高齢化の進展や人口減少などを背景に、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。また、人びとの価値観や考え方、ライフスタイルが多様化する中で核家族化が進み、地域社会の成り立ちも大きく変化するなど、個人や世帯、地域がお互いに助け合う機会や、住民同士の交流がますます少なくなっていくことが懸念されます。さらに、近年は孤独・孤立問題の深刻化から、国により令和６年に「孤独・孤立対策推進法」が施行され、「孤独、孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」「相互に支えあい人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指すとしています。

市原市では、令和８年度から「市原市地域共生社会推進プラン（第５期市原市地域福祉計画」が策定され、市原市社会福祉協議会では第６次地域福祉計画の考え方を継承しながら、第７次地域福祉計画が策定され、計画に基づく共生社会づくりを推進していきます。

五井地区でも、市原市社会福祉協議会と連携しながら、第２次五井地区行動計画を改訂し、第３次五井地区行動計画として推進することとなりました。

本計画は、五井地区社会福祉協議会が中心的な役割を担いながら、前計画同様、広域性や居住する人達の特性を勘案し、地区内を６つの小域福祉圏域（小域福祉ネットワーク：白金・五井・若葉・京葉・国府・東海）に分け、町会、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ、子育て家庭支援員協議会など様々な福祉関係者と協働しながら取組みの具現化を行っていきます。

住み慣れた地域で安心して継続的に生活するには、公的サービスによる支援だけではなく、地域住民の参画による支え合い・助け合いの仕組みも必要とされており、地域福祉活動に対する期待はますます大きなものになっています。

本計画の推進に関わる皆さまにおかれましては、引き続きその実現に向けご理解・ご支援くださいますようお願い申し上げます。

五井地区行動計画推進委員会

委員長　　中島　利夫

2026年（令和8年）7月

目　　次

第１章　地区行動計画の策定にあたって

1　策定の趣旨……1
2　計画の位置づけ……1
3　計画の期間……2
4　推進圏域と体制……2

第２章　現状と課題

1　五井地区の地域特性……3
2　前計画の実績と課題……4～6

第３章　計画の体系

1　基本理念……7
2　基本目標……7
3　計画の事業体系……8
4　事業計画……9～15

第４章　推進体制と計画事業の進行管理

1　推進体制……16
2　計画の進行管理……16

※資料編

1　推進委員会委員名簿……17

第１章　地区行動計画策定にあたって

１.五井地区行動計画見直し策定の背景

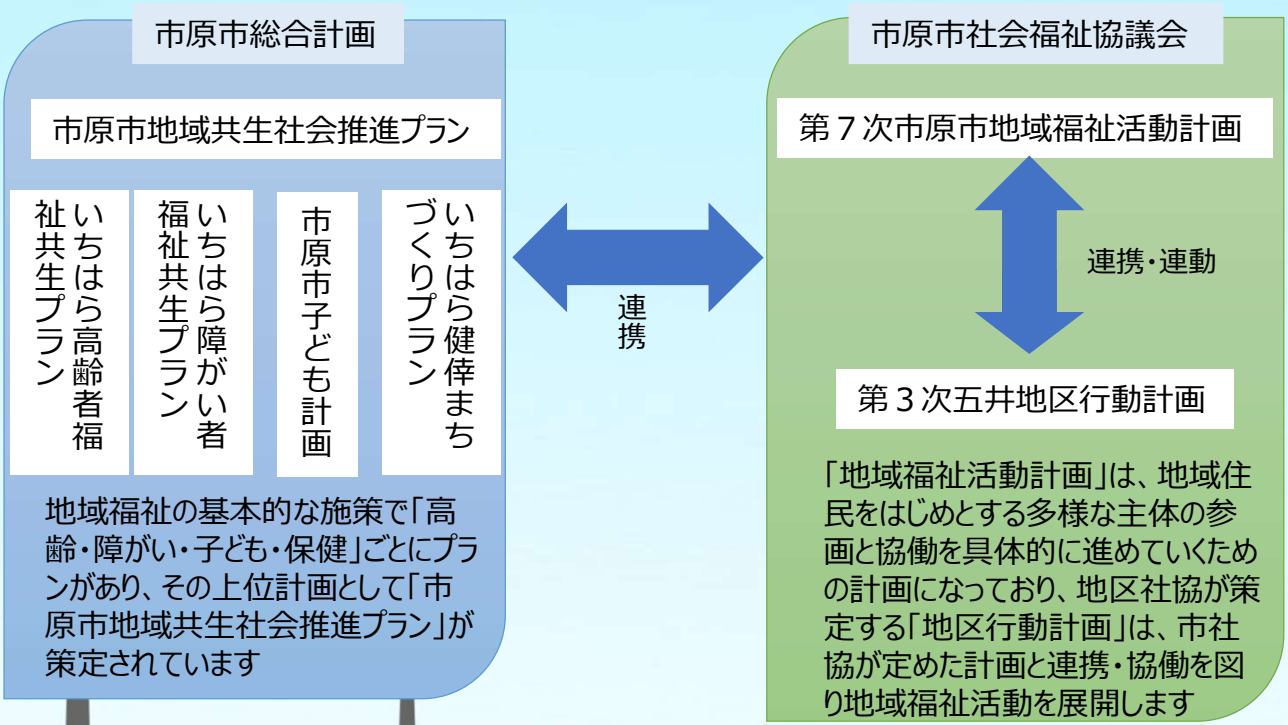
●近年の人口減少の一層の進行、少子高齢化や高齢者世帯の増加、価値観や生活多様化などを背景に複数課題を抱える世帯の孤独・孤立化が進み人と人とのつながりの希薄化が一層顕著となっています。

●こうした社会情勢を背景に、国では「子ども基本法」や「孤独・孤立対策推進法」などを施行し、すべての人が支え合い、安心して暮らせる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めています。

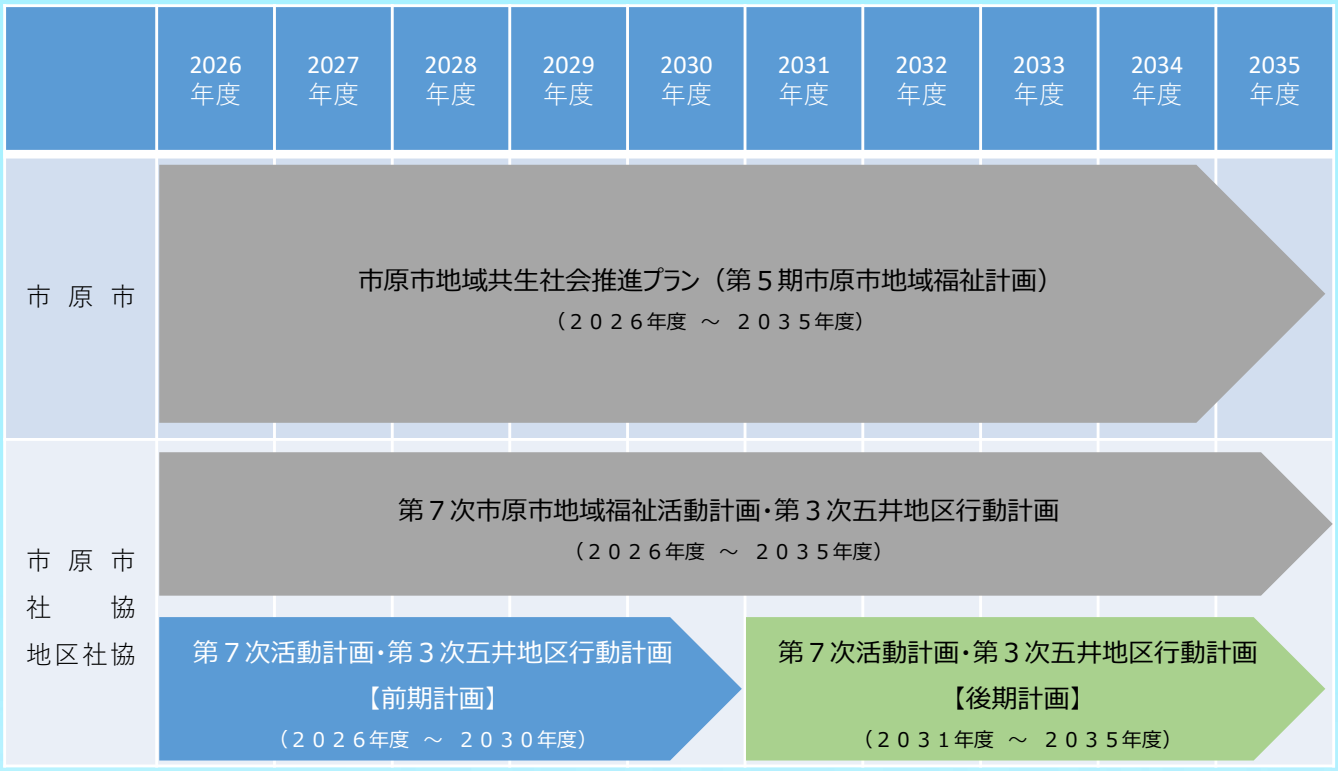
●市原市においては、こうした状況を受け、令和8年度を初年度とする「市原市地域共生社会推進プラン（第5期市原市地域福祉計画）」が策定され、市原市社会福祉協議会でも同計画と整合を図りながら「第7次市原市地域福祉活動計画」を策定し、地域共生社会の実現に向けた地域づくりをさらに推進していくこととしています。

●五井地区においても、地域課題や環境変化を的確に捉え、地域のつながりを形成し、誰もが支え合いながら安心して暮らせる地域を実現するためには、計画的かつ継続的な取り組みが必要です。そのため、市原市社会福祉協議会が策定した「第7次市原市地域福祉活動計画」と連携・連動しながら、「第３次五井地区行動計画」を見直し策定しました。

２.計画の位置づけ



３.計画の期間



４.推進圏域と体制

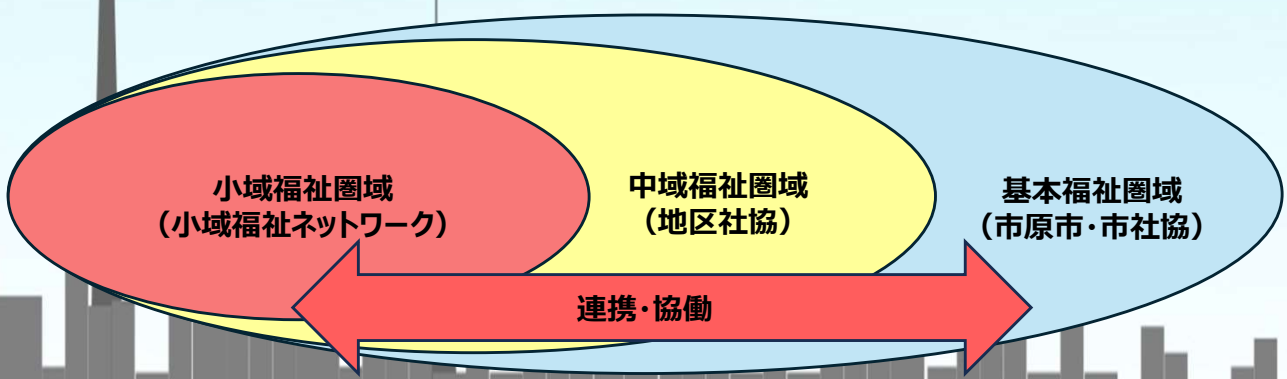
●市原市地域共生社会推進プラン及び第７次市原市地域福祉活動計画では、３層構造の圏域の考え方が継承されています。よって、「第３次五井地区行動計画」においても、この考え方を踏襲し、推進圏域を３層に区分し推進していきます。

●基本福祉圏域は市全域とし、推進主体は市原市・市原市社会福祉協議会となります。

●中域福祉圏における推進主体「地区社会福祉協議会」、小域福祉圏における推進主体「小域福祉ネットワーク」は、常に様々な情報や課題を共有し、地域の関係組織・団体とも連携しながら、その機能と役割を発揮するとともに、事業推進にあたっては、可能な限り、連携・連動に努めながら、地域福祉の推進に取り組みます。

※「地区社協」は、市内１２行政区毎（中域福祉圏）に、住民やその地区にある様々な組織・団体で構成され「支え合い・助け合いのあるまち」を目指し、市社会社会福祉協議会や小域福祉ネットワーク、また、関係団体・機関と連携しながら、その地域にある生活課題や福祉課題を解決するために話し合い、地域のつながりを大切にしながら課題解決に向けた様々な活動を自主的・主体的に実践している組織です。

※「小域福祉ネットワーク」は、住民にとって最も身近な圏域（小域福祉圏）である小学校区を単位とし、その地域にある様々な組織・団体で組織化され、生活課題や地域の課題を解決するための話し合いや「地区社協」とも連携しながら様々な活動・事業を行っています。



１.五井地区の地域特性

●五井地区は、北側と西側は東京湾に面しコンビナート、工業地帯が立地し、JR五井駅周辺にはサンプラザ市原をはじめ公共施設が多く様々な情報を発信しています。また、五井駅東口周辺の市街地では、大型商業施設や公園などの整備が進められるとともに、五井駅北西部では人口や都市機能が集積しています。

●内陸部には豊かな水を湛えた「養老川」が縦断しており、稲作、梨栽培などの農地も多く残されており、「臨海部」、「住宅地」、「農業地域」と多様な地域をもつ地区であり、流入・流失人口も多く、そこに住む住民の価値観も様々なものがうかがえます。

●地区全体では、集合住宅や町会未加入の住民も増加傾向なため、隣近所の繋がりの希薄化に伴う孤立化や生活課題の深刻化も懸念される状況となっています。

●地域活動は、町会や６圏域（白金、五井、若葉、国府、東海、京葉）に設置された小域福祉ネットワーク、福祉関連団体などが、地域課題に向き合いながら地域（福祉）活動を実践してきたことから、今後も、様々な団体や専門機関等々が結集し、その時代に応じた新たな繋がりや支え合いの仕組みづくりが展開できる力を十分に有している地域として期待されています。



2.前計画の成果と課題

基本目標１	地域の誰もが互いに支え合うコミュニティづくり【共感】
実績	■地区社協、小域福祉ネットワークにて、子育てや高齢者など分野ごとの垣根を無くした共生型サロンへの推進のために、定期的に安定した活動を展開した。 ■子ども食堂を立ち上げ、食事を通じた子どものための多世代交流の場づくりを推進した。 ■小域福祉ネットワークにて歳末時期に行う住民同士の交流活動のために地域福祉支援事業を実施した国府小学校区小域福祉ネットワークでは、個別訪問活動を行い住民の生活課題の把握（調査）に努めた。
課題	■共生型サロンでは安定的な運営や圏域の拡大が進んだ一方で、幅広い世代の交流や支え手と受け手の垣根が課題となっている。参加する誰もが役割や生きがいを発揮できる事業を推進し、地域全体の福祉意識向上を図る必要がある。 ■子ども食堂では、子どもの健やかな育ちを地域全体で支えていくため、子どもの視点に立った居場所づくりを推進していく必要がある。

基本目標２	地域のつながりを豊かにするための仕組みづくり【共創】
実績	■地区社協の相談支援事業の他、高齢者地域支え合い事業（第２層協議体）を活用し、住民の困りごとに気づく・支援につなぐ、地区全体の「相談・生活支援体制」を利用し集約したニーズの課題解決に努めた。 ■積み上げた地域住民ニーズ事例の解決のために日常生活支援事業の立ち上げを進めた。
課題	■地区全体の相談支援体制の考え方を各圏域に浸透させ、把握した困りごとに対応する方策を検討できる場としてケース会議の実践が必要である。 ■日常生活支援事業の安定・継続的な運営を目指した体制構築が必要である。

2.前計画の成果と課題

基本目標３	地域で安心して幸せに暮らすための基盤づくり【共生】

実績	■サテライト災害ボランティアセンターの設置体制の構築に向けて、運営訓練に参加し対応力を高めることができた。 ■日常生活支援事業の立ち上げに向けて、関係者向けに研修会を実施し、事業の取り組みへの結びつけや活動に必要な人材の確保に努めた。 ■関係団体と連携をして、地域住民の安心・安全のため、児童の登下校見守りや地域の防犯パトロール活動を実施した。
課題	■災害支援や地域福祉を担う人材の確保・定着を目的とした研修や講座の開催を通じて、地域住民が福祉活動へ参画するきっかけとなる機会の提供が必要である。

第３章　計画の体系

１.基本理念

つなげよう地域のちから！！育もう福祉の絆！！

２.計画の推進

●五井地区では本計画が目指す「地域共生社会の実現」を着実に推進するため、次の３つの目標と２３の個別事業を、地区社協と小域福祉ネットワークなどの関連団体等と連携・協働しながら推進していきます。

また、事業については、実施主体を地区社会福祉協議会、小域福祉ネットワークで区分し、具体策を検討しながら進めていきます。

3.基本目標

基本目標１　地域の誰もが互いに支え合うコミュニティづくり【共感】

すべてのひとが、自分が暮らす身近な地域で起きている問題に関心を持ち、ふれあいや交流の機会などを通じて絆を深めお互いさまの気持ちが育まれる環境の整備に努めます。

また、地域住民が自ら参画し、主体となって取り組む、地域をより良くするための活動を促進することで、みんなで支え合う地域づくりを目指します。

基本目標２　地域のつながりを豊かにするための仕組みづくり【共創】

すべてのひとが、抱える生活課題について身近で気軽に相談することができ、その人その人にあった支援が受けられ、課題の解決につながっていく仕組みの構築に努めます。

また、地域づくりを行うことのできる、地域の多様な主体とのつながりをさらに深めていくことで、支え合いの輪が広がる地域づくりを目指します。

基本目標３　地域で安心して幸せに暮らすための基盤づくり【共生】

すべてのひとが、地域の一員として、みんなと共に地域をつくる存在として役割を持って活躍できるよう、地域づくりへの参画を促進するなどの基盤整備に努めます。

また、災害や防犯などの取り組みを通じ、安心・安全な地域づくりを目指します。

4.計画の事業体系（方向性）

基本目標1	**①地域・福祉を知る機会の充実（福祉意識の醸成）** 広報啓発事業、生活困窮者支援活動の推進、お互いさまの地域づくり事業、歳末たすけあい募金
	②人とひと、人と地域のつながりを育む場の推進（福祉意識の醸成） 共生型サロンの推進、子どもの居場所づくり活動の推進、地域福祉支援事業（交流型）
	③小地域福祉活動の推進（小域福祉ネットワーク活性化支援）

基本目標2	**①寄り添い支えていく体制の強化（地域で孤立させない取組の強化）** いちはら地域連携型相談支援事業の推進（拡充）、安心生活見守り支援事業、地域主体の子どもの見守り強化事業
	②生活を支えるための体制強化（地域で孤立させない取組の強化） 高齢者地域支え合い事業（第2層協議体）、日常生活支援事業 地域福祉支援事業（個別支援型）
	③地域の実情に応じた地域福祉活動の推進（地域福祉力の向上） 地区行動計画（推進委員会）の開催（拡充）、 社会福祉法人との連携・協働活動の推進、企業との連携づくり事業

基本目標3	**①地域で活躍する人材の育成** 福祉教育推進（児童・生徒、シニア層）、生活支援活動等担い手勉強会の開催
	②災害対応力の体制構築 災害支援ボランティア事業(災害ボランティア活動の体制構築)
	③子どもの安全・防犯活動の推進 登下校時の見守り、防犯パトロールの実施
	④地域福祉活動基盤（財源）の強化 賛助会員の拡充

五井地区行動計画の推進体制のイメージ

つなげよう地域のちから！！育もう福祉の絆！！

五井地区の地域共生社会づくり（共に支え合う地域づくり）を目指すために！

基本目標１　地域の誰もが互いに支え合うコミュニティづくり【共感】

基本目標2 地域のつながりを豊かにするための仕組みづくり【共創】

基本目標３　地域で安心して幸せに暮らすための基盤づくり【共生】

3つの目標を実現するための取組みを着実に効果的に進めるため
推奨する実施主体に分けて、互いに連携連動しながら事業を推進していきます。

地区社協を中心に推進する事業
地区全体での意識醸成、体制構築を進めた方が効果的である取組み

【基本目標１】
・広報活動（つくし、SNS）・歳末たすけあい募金　・お互いさまの地域づくり事業
・小域福祉ネットワーク活性化支援
【基本目標２】
・いちはら地域連携型相談支援事業の推進（拡充）
・高齢者地域支え合い事業（第２層協議体）
・地区行動計画推進委員会の開催（拡充）
・社会福祉法人との連携・協働活動の推進　・企業との連携づくり事業
【基本目標３】
・災害支援ボランティア事業　・生活支援活動担い手勉強会　・賛助会員の拡充

活性化支援　　連携・協働

地区社協と小域福祉ネットワークが連携して推進する事業
住民に身近な範囲で直接的な支援活動を進めた方が効果的である取組み

【基本目標１】
・広報活動(広報紙、SNS)　・生活困窮者支援活動の推進　・共生型サロンの推進　・子どもの居場所づくり活動の推進　・地域福祉支援事業（交流型）
【基本目標２】
・いちはら地域連携型相談支援事業の推進（拡充）・安心生活見守り支援事業　・地域主体の子どもの見守り強化事業　・高齢者地域支え合い事業（第２層協議体）　・日常生活支援事業　・地域福祉支援事業（個別支援型）
【基本目標３】
・福祉教育の推進　・登下校時の見守り　・防犯パトロール

基本目標１ 地域の誰もが互いに支え合うコミュニティづくり【共感】

①地域福祉を知る機会の充実（福祉意識の醸成）

<table>
<tr><th>事業名</th><th>事業内容</th><th>今後の方向性</th></tr>
<tr><td rowspan="3">①広報啓発事業
【実施主体：地区社協、小域福祉ネットワーク】</td><td>地域住民に対して地域福祉活動を身近に感じ知ってもらうとともに、地区社協、小域福祉ネットワークの理解促進を図るため、広報紙等を発行する。</td><td>広報紙の充実に加え、専門機関と連携し必要な人への情報提供やSNSなどを活用し幅広い世代へタイムリーな情報を発信するためのSNS設置等の検討を進める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">年度別進行目標
令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度
広報媒体の充実 掲載内容の検討 → SNSの開設 試行運用 → 検証</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">②生活困窮者支援活動の推進
③お互いさまの地域づくり事業（新）
【実施主体：地区社協、小域福祉ネットワーク】</td><td>「困ったときはお互いさまの地域づくり」を推進するため、誰でも気軽に参加できる福祉活動として、広く住民等へ食料品等の寄付の呼びかけ、福祉意識（共に支える）の向上を図る。
※市社協のフードネットワーク事業に協力し展開。</td><td>地域住民や地域福祉関係団体へ食料品等の寄附を呼びかけるとともに、市社協のフードネットワーク事業と連携し、必要な世帯等へ地域福祉関係者を通じ配布できる体制構築を目指す。</td></tr>
<tr><td colspan="2">年度別進行目標
令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度
事業内容の周知 関係団体へ寄付の呼びかけ → ニーズ調査 → 調査結果の検討 新規資源の検討</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">④歳末たすけあい募金
【実施主体：
地区社協】</td><td>歳末たすけあい運動の一環で歳末の時期に地域で実施する福祉活動の財源を確保するため住民への運動主旨の理解促進を図りながら募金協力の呼び掛けを行う。※五井大市での募金活動を実施</td><td>募金協力が、身近な福祉活動への参画に繋がるなどのPRを通じ、住民や関係団体の福祉活動への主体的な参加意識の醸成に努める。また、運動趣旨を広めるため、歳末時期の募金活動の発展に向けた検討を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">年度別進行目標
令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度
募金活動の内容検討 → 試行実施 → 実施効果の検証
歳末時期の募金活動</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
</table>

②人とひと、人と地域のつながりを育む場の推進

<table>
<tr><th>事業名</th><th>事業内容</th><th>今後の方向性</th></tr>
<tr><td rowspan="3">⑤共生型サロンの推進
【実施主体：地区社協、小域福祉ネットワーク】</td><td>地域住民同士のふれあいや交流を広げるため、世代や分野の垣根を超えて全ての参加する地域住民が役割をもって参加活躍できる地域の居場所の拡充。</td><td>社会的孤独・孤立を防ぐため、身近な地域のサロンに誰もが参加できるよう、世代分野を問わず、参加者も活躍できる（支え手・受け手の垣根をなくす）場となる共生型サロンの取り組みとサロン会場の拡充に努める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">年度別進行目標
令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度
理解促進 → 会場拡充検討 → 試行実施 → 小域圏での会場の拡充</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑥子どもの居場所づくり活動の推進
【実施主体：地区社協、小域福祉ネットワーク】</td><td>子どもたちの心身と健やかな育ちを支援するため、子どもたちが定期的に集える場を提供し、子育て支援組織や福祉関係者などと連携しながら、食事や学習支援などを通じたあらゆる世代(児童・生徒、大人、高齢者)との繋がりづくりに努める。</td><td>地区内の子育て支援関係者、団体、サークル等へのアプローチと理解促進に努め、連携を画策しながら、子どものたちの想いを受け止めるために多世代との繋がりづくりの活性化を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">年度別進行目標
令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度
方策の検討 → 関係団体との連携強化 → 拡充・充実</td></tr>
<tr><td></td></tr>
</table>

事業名	事業内容	今後の方向性
⑦地域福祉支援事業（交流型）【実施主体：地区社協、小域福祉ネットワーク】	歳末たすけあい運動の一環として歳末の時期に特化して取り組む身近な住民同士の交流活動から、住民の生活課題やニーズを把握し、その後の継続的な地域福祉活動の発展強化につなげる。	今後も継続して実施し、全地区での事業展開を目指す。 活動を通じて情報の交換や圏域ごとの生活課題やニーズを把握し解決につなげていく。

年度別進行目標

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業周知・理解	全圏域での実施			拡充

③小域福祉活動の推進

事業名	事業内容	今後の方向性
⑧小域福祉ネットワークの活性化支援【実施主体：地区社協】	6つの小域福祉ネットワークに対し、地域福祉活動の活性化支援（財政支援、連絡会議等）に努める。	小・中域福祉圏における地域福祉活動の状況や地域生活課題、目指すべき方向性などの共有を図りながら、地区全体での連携・協働体制を構築し、地域福祉活動の充実強化に努める。

年度別進行目標

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
継続・年２回の会議開催				

基本目標２ 地域のつながりを豊かにするための仕組みづくり【共創】

①寄り添い支えていく体制の強化（地域で孤立させない取組の強化）

<table>
<tr><th>事業名</th><th>事業内容</th><th>今後の方向性</th></tr>
<tr><td rowspan="3">⑨いちはら地域相談連携型相談支援事業の推進（拡充）
【実施主体：地区社協、小域福祉ネットワーク】
※P17　相談プロセスイメージ図</td><td colspan="2">地区社協を主体に小域福祉圏ごとに、圏域内の関連団体の活動と連携した相談支援体制を構築し、住民が抱える困りごとに「気づき」、「つなげる」、「見守る」ことができる地域づくりを推進する。住民の生活課題を早期に把握するとともに、必要に応じてケース会議を通じた適切な支援調整を行う。</td><td>相談プロセスイメージ図（ｐ１７）を基に、地域関係団体、専門機関等と考え方の共通理解と徹底を図り、相談プロセスの普及・徹底を推進する。また、解決のためのケース会議機能の活性化を図るため、地区関係団体及び地区福祉総合相談センター（地域包括支援センター）との連携体制の強化を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="3">年度別進行目標</td></tr>
<tr><td colspan="3">令和8年度 → 令和9年度：理解促進
令和10年度 → 令和11年度：運用
令和12年度：検証</td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑩安心生活見守り支援事業
【実施主体：地区社協、小域福祉ネットワーク】</td><td colspan="2">社会的孤独・孤立を防ぐため、一人暮らしの高齢者などを安心訪問員が定期的に訪問し、平常時の見守り活動、安否確認、声掛けを行い、孤立感を解消し、安心して暮らせるよう支援する。</td><td>見守りが必要な方へ支援につながる体制づくりと、活動を通じ把握した生活課題等へ対応するため、訪問員研修の充実や相談支援事業等との連携体制の構築に努める。</td></tr>
<tr><td colspan="3">年度別進行目標</td></tr>
<tr><td colspan="3">令和8年度 → 令和9年度：事業周知
令和10年度 → 令和11年度：相談支援事業との連携方法の検討
令和10年度 → 令和12年度：拡充・継続</td></tr>
</table>

事業名	事業内容	今後の方向性
⑪地域主体の子どもの見守り強化事業 【実施主体：地区社協、小域福祉ネットワーク】 【新】	市原市が抽出した対象家庭を定期的に訪問し、状況に応じ情報提供などの支援を行うことで、地域全体で子どもを見守る体制を構築する。 子育て世帯の孤立や孤独を防ぐことを柱として、見守り訪問を通じて生活状況を把握し、地域活動への参加促進を図ることにより、安心して子育てができる地域のつながりを強化する。	地域全体で見守る体制づくりのため、各種団体の協力や参画の呼び掛けを行う。 地区社協の中で理解促進と普及に努め、行政から要請があった際に積極的な活動が出来るように努める。

年度別進行目標

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業理解	拡充・充実			

②生活を支えるための体制強化（地域で孤立させない取組の強化）

事業名	事業内容	今後の方向性
⑫高齢者地域支え合い事業（第２層協議体事業） 【実施主体：地区社協、小域福祉ネットワーク】	高齢者の暮らしを地域全体で支えるため、第2層協議体と第2層生活支援コーディネーターが連携し、生活課題やニーズに基づく生活支援サービスへのマッチングや創出の検討を行う。	広域な地区特性を踏まえ、小学校区単位で活動の促進を図るため、生活支援コーディネーターを中心に地域関係者と連携しながら資源マッチングやマッチング会議（ケース会議）を通じた地域資源の活用を検討する。

年度別進行目標

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
ケース会議の開催				
日常生活支援事業の仕組み検討			地域資源の検討	

事業名	事業内容	今後の方向性
⑬日常生活支援事業 【実施主体：地区社協、小域福祉ネットワーク】	公的なサービスでは補えない高齢や障がい等により日常生活上に困りごとを持つ方に対し、ちょっとした住民主体の有償のボランティア活動による生活支援を行う。	事業の継続的・安定的な運営のため体制構築に努め、広域性を考慮した地域ニーズに合わせて支援メニューを検討していく。 募集・周知活動を行い、人材確保及び人材育成につなげていく。

年度別進行目標

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業理解・周知				
試行実施の検証	本格実施の検討	継続・拡充		

事業名	事業内容	今後の方向性
⑭地域福祉支援事業（個別支援型）【実施主体：地区社協、小域福祉ネットワーク】【新】	歳末の時期に特化して取り組む個別の生活支援活動から、住民の生活課題やニーズを把握し、その後の継続的な生活支援活動の拡充・強化に繋がる機会とし、実施する。	日頃の地域福祉活動を通じ把握した生活課題やニーズを基に、地域で必要とする福祉活動を歳末の時期に特化し試行的に行うなど、その後の地域福祉活動の活性化に繋がる取り組みの展開に努める。

年度別進行目標

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業理解		圏域ごとの事業展開		
継続		地区社協事業との連携		

③地域の実情に応じた地域福祉活動の推進（地域福祉力の向上）

事業名	事業内容	今後の方向性
⑮地区行動計画推進委員会の開催（拡充）【実施主体：地区社協】	地域共生社会づくりを着実に進めるため、多様な主体との連携の強化を図り、地区行動計画の具現化に努める。	定期的な計画推進委員会を通じ、第７次活動計画と第３次行動計画のPDCAサイクルに基づき、一体的な評価・検証、方向性の共有を行う。（目安年３回の実施）

年度別進行目標

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
検証・評価・具現化方策の検討		中間評価	検証・評価・具現化方策の検討	最終評価

④多様な主体との連携体制の強化（地域福祉力の向上）

<table>
<tr><th>事業名</th><th>事業内容</th><th>今後の方向性</th></tr>
<tr><td rowspan="4">⑯社会福祉法人との連携・協働活動の推進
【実施主体：
地区社協】</td><td colspan="2">社会福祉法人の公益的な取組との連携を通じ、法人のもつノウハウや専門性を活用しながら、地域生活課題の解決に向けた協働活動の検討や取組みの具現化を図る。</td><td>高齢者施設法人へのアプローチから、障がい者や児童施設法人へも段階的に拡充し、地区行動計画推進委員会や第2層協議体への参画に繋げ、地域生活課題の共有や課題解決に向け、専門性を活かした協働活動の検討に努める。</td></tr>
<tr><td colspan="3">年度別進行目標</td></tr>
<tr><td colspan="3">令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度</td></tr>
<tr><td colspan="3">高齢者施設法人へのアプローチ → 児童・障がい分野へのアプローチ</td></tr>
<tr><td rowspan="4">⑰企業との連携づくり事業
【実施主体：
地区社協】
【新】</td><td colspan="2">企業の「社会貢献活動」と住民主体による「地域福祉活動」をつなげるため、市社協と連携した地区内企業との顔の見える関係を形成していく。また、地区内企業と連携した事業の協働活動について検討する。</td><td>市社協と連携し、地域でできることを踏まえて企業との連携協働活動をマッチングを目指し実施する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">年度別進行目標</td></tr>
<tr><td colspan="3">令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度</td></tr>
<tr><td colspan="3">企業との連携方法の検討</td></tr>
</table>

＜相談モデル図＞ 圏域相談プロセス体制図

気づき・発見・相談（地域の皆様）

地区社協
相談・サロン

子育て家庭支援員
家庭訪問

町会
声掛け・見守り

困っている住民

民生委員
友愛訪問

小域福祉ネットワーク
安心生活見守り支援

老人クラブ
通いの場
サロン活動

第２層協議体SC

複雑な
困りごと

相談・見守り・生活支援（地域福祉関係者）

必要な支援につなぐ

地域資源

地域のサロン・見守り活動

専門機関

地域包括支援センター
中核地域支援センター

ポイント

つなぎ先がわからない

**小域福祉圏での
ケース会議**

相談支援事業担当者が必要なメンバーを招集し、適切な支援方法の検討や、必要な事業や活動を見出す
（地区社協・地域包括・第２層関係者等）

地域の生活支援につなぐ

ごいの未来を考える会
（第２層協議体）
個別事例の検討を通じた生活支援の仕組みを検討

公的支援
多機関関連

市福祉総合相談センター

基本目標３ 地域で安心して幸せに暮らすための基盤づくり【共生】

①地域で活躍する人材の育成

<table>
<tr><th>事業名</th><th>事業内容</th><th>今後の方向性</th></tr>
<tr><td rowspan="4">⑱福祉教育の推進
【実施主体：地区社協、小域福祉ネットワーク】</td><td>幅広い世代の地域住民を対象に、福祉や地域への理解・関心を深め、福祉活動への参画のきっかけとなるための学びの機会（市社協の福祉体験講座などの活用）を提供する。</td><td>地域づくりへの参画のきっかけとなることを目的に学校や市社協と連携した体験講座や、元気な高齢者が集う場などを活用した学びの場を提供し、福祉への理解と支援者の拡充を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">年度別進行目標</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度
方向性の共有 → 多世代へのアプローチ手法の検討 → 方策検討・試行実施</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">⑲生活支援活動の担い手勉強会の開催
【実施主体：地区社協、小域福祉ネットワーク】</td><td>新たな日常生活支援事業（住民主体の有償生活支援サービス等）の活動者となる住民向けの講座や、研修会を開催する。</td><td>高齢者地域支え合い事業（第２層協議体）と地区社協が連携し、圏域単位で創出される取組みに必要な人材の確保や活動に結びつけるため、地域を支える人材がやりがいを感じて活躍し続けられるような講座や研修会の立案・実施に努める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">年度別進行目標</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度
方向性の共有 → 実施内容の検討・実施 → 継続</td></tr>
<tr><td></td></tr>
</table>

②災害対応力の体制構築

事業名	事業内容	今後の方向性
⑳災害支援ボランティア事業 【実施主体：地区社協】	被災時の復旧活動を担う災害ボランティア活動の体制構築に向け、活動者の確保に向けた住民向けの勉強会等の開催や、関連団体や広く住民に呼び掛け市社協主催の講座や訓練へ積極的に参加し意識啓発やスキルの習得に努める。	平常時から市社協主催の災害ボランティア養成講座、災害ボランティアセンター設置運営訓練参加を通じた意識の醸成やスキルを学ぶとともに、甚大な被害の場合に設置が想定される市社協の災害ボランティアセンターやサテライト災害ボランティアセンターへの協力体制の構築を図る。

年度別進行目標

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
方向性の共有	実施内容の検討・実施 小域福祉圏と中域福祉圏の連携検討			継続

③子どもの安全・防犯活動の推進

事業名	事業内容	今後の方向性
㉑登下校時見守り 【実施主体：地区社協、小域福祉ネットワーク】	小・中学校に通う児童・生徒を登下校時における事故等から守るため、通学路に協力員を配置して登下校の見守りを行う。	地域の誰もが日頃から気軽にできるボランティア活動のきっかけとし、学校、関係団体と連携し広く住民への協力の呼びかけに努める。

年度別進行目標

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
継続				

事業名	事業内容	今後の方向性
㉒防犯パトロール 【実施主体：地区社協、小域福祉ネットワーク】	地域住民が安心して暮らせるよう治安維持・防犯力の強化を目指して、関係団体と連携したパトロールを行う。	地域の誰もが参加できるボランティア活動のきっかけとし、関係団体と連携し広く住民に協力の呼びかけに努める。

年度別進行目標

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
継続				

④地域福祉活動基盤（財源）の強化

<table>
<tr><th>事業名</th><th>事業内容</th><th>今後の方向性</th></tr>
<tr><td rowspan="4">㉓賛助会員の拡充</td><td colspan="2">五井地区の地域福祉活動・事業の充実・強化を図るための財源確保のため地区社協賛助会員の拡充を図る。</td><td>地域住民や関係組織・団体に広報誌やチラシを活用し地区社協活動・事業の周知、理解の促進を図り賛助会員の拡充につなげる。</td></tr>
<tr><td colspan="3">年度別進行目標</td></tr>
<tr><td colspan="3"><table><tr><td>令和8年度</td><td>令和9年度</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td><td>令和12年度</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="3">方向性の共有 → 実施内容の検討 → 試行実施</td></tr>
</table>

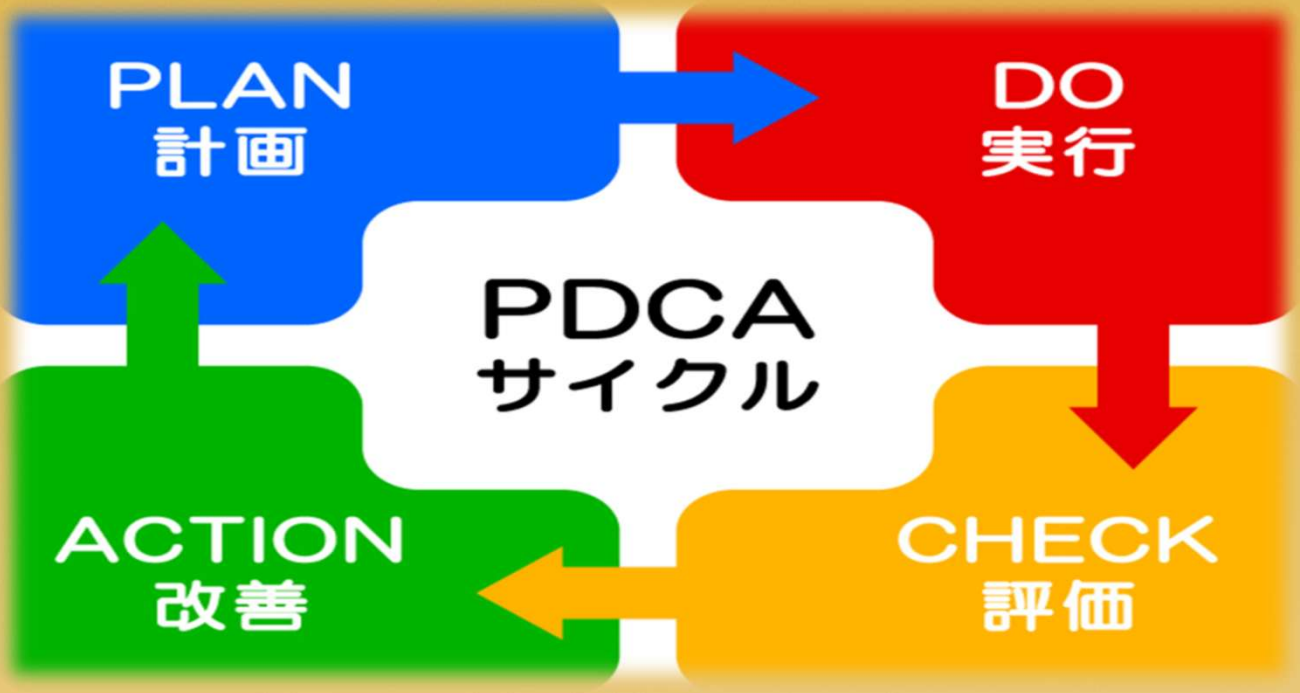
１.進行管理

●本行動計画は、市原市社会福祉協議会が策定した第７次活動計画に整合した計画になります。活動計画の動向に配慮することを基本とします。

●計画全体の進行管理については、五井地区行動計画推進委員会で行います。

●市社協の施策動向や地域の実情に応じ、効果的な取組みを展開するため必要に応じた見直しを図ることがあります。

２.計画の進行管理イメージ



①Plan（プラン）
課題を抽出し、課題解決の方向性を見出す。
②Do（ドゥ）
具体的な行動と実践活動への取組み
③Check（チェック）
計画の達成状況、施策の進捗状況に係る評価
④Action（アクション）
評価結果を踏まえた改善と見直し

●本行動計画の進行管理は、PDCAサイクルに沿って行います。
加えて、年３回を目安に単年度ごとに事業の業績と成果を検証し、さらに中間年度に市社協と一体的な評価検証を行うことにより、常に効果のある事業推進を図ります。

●地区で集約した課題は市社協に提言し、各種関係機関につなぎます。

１.推進委員名簿

令和８年３月３１日現在

No.	所属団体	委員名
1	五井地区社会福祉協議会	中島　利夫
2	五井地区社会福祉協議会	高木　愼治
3	市原地区保護司会	佐藤　文男
4	五井地区社会福祉協議会	潤間　宏一
5	五井地区町会長会	時田　　擴央
6	（前）五井地区民生委員・児童委員協議会	中島　利幸
7	（前）五井地区民生委員・児童委員協議会	笈川　豊子
8	（前）五井地区民生委員・児童委員協議会	金澤　祐一
9	子育て家庭支援委員協議会	北上　真弓
10	白金小学校区スマイルネットワーク	櫻井　次男
11	白金小学校区スマイルネットワーク	飯島　洋子
12	わかば福祉ネットワーク	五味川　文康
13	東海小・中学校区小域福祉ネットワーク	石井　康久
14	国府小学校区小域福祉ネットワーク	矢野　和行
15	五井福祉ネットワーク	大野　和男
16	京葉福祉ネットワーク	松田　敏明
17	市原市地域包括支援センターごい	青木　賢治
18	市原市地域包括支援センターしおみ	猪股　理寛
19	社会福祉法人　市原市社会福祉協議会 第２層生活支援コーディネーター（五井地区）	若菜　叶実

第３次五井地区行動計画

２０２６年度（令和８年）～２０３０年度（令和１２年）

【発　行】2026年（令和8年）7月

【事務局】五井地区社会福祉協議会

〒290-0055　市原市五井東1-7-6

TEL：090−8111−9122